

# 協同農業普及事業の実施に関する方針

平成23年度～平成27年度

平成23年4月

岐 阜 県

## はじめに

協同農業普及事業（以下、「普及事業」という。）は、農業改良助長法に基づき、県が農林水産省と協同して専門の職員として普及指導員を置き、直接農業者に接して農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行うこと等により、主体的に農業経営及び農村生活の改善に取り組む農業者の育成を図りつつ、農業の持続的な発展及び農村の振興を図ろうとするものである。これまで普及事業は、試験研究や一般行政と並ぶ基本的な農政の推進手法の一つとして、時の農政課題の解決に向け、大きな役割を果たしてきた。

平成22年3月に策定された「食料・農業・農村基本計画」においても、農業所得の増大を図るための産地の戦略的取組の推進や、試験研究から普及・産業化までの一貫的な支援において、普及指導員等の役割が明記されたところである。

平成22年4月には、今後5年間の普及事業の展開方向を示す国の「協同農業普及事業の運営に関する指針」が策定され、普及事業については、食と地域の再生に向けて、食料自給率の向上、農業・農村における新たな価値の創出、国民に対する安全な食料の安定供給等に寄与するよう適切に運営することとされ、普及指導員の役割として、スペシャリスト機能（農業者に対し高度な技術及び知識の普及指導を行う機能）、コーディネート機能（農業者及び関係機関と連携して地域の課題の解決を支援する機能）の両機能を併せて発揮し、技術を核として、地域農業の生産面、流通面等における革新を総合的に支援することとされた。

一方、県においては、平成21年3月に、地域の活力と暮らしの安全・安心を実現するために県が取り組むべき政策を示すものとして、「岐阜県長期構想」を策定し、更に平成23年3月には、この岐阜県長期構想を実現するための具体的な計画として今後5年間に県が重点的に取り組む施策を示す「ぎふ農業・農村基本計画」を策定した。

この「ぎふ農業・農村基本計画」では、「県民の『食』と県土の『環境』を支える『元気な農業・農村』づくり」を基本理念に、「売れる農畜産物づくり」「戦略的な流通・販売」「多様な担い手の育成・確保」「魅力ある農村づくり」「県民みんなで育む農業・農村」の5つの基本方針のもと、各種施策を展開していくこととしている。

そこで本県普及事業においては、「ぎふ農業・農村基本計画」の実現による本県農業・農村の発展に資するため、普及事業を実施する上での基本的な考えを示すものとして「協同農業普及事業の実施に関する方針」を定め、限られた人員の中で、普及指導員の高い専門力を最大限に発揮しつつ、農業者の求める高度で多様なニーズを踏まえた普及指導活動を展開する。

# 目 次

第 1	普及指導活動の課題	1
1	売れる農畜産物づくり	1
2	戦略的な流通・販売	4
3	多様な担い手の育成・確保	5
4	魅力ある農村づくり	5
5	県民みんなで育む農業・農村	6
第 2	普及指導員の配置に関する事項	7
1	農業経営課に配置する普及指導員	7
2	農林事務所に配置する普及指導員	7
3	農業大学校に配置する普及指導員	7
4	普及指導員の在任期間	7
5	普及指導員の育成・確保	8
第 3	普及指導員の資質の向上に関する事項	9
1	研修の基本的な考え方	9
2	研修の内容	9
3	研修の計画的な実施	10
第 4	普及指導活動の方法に関する事項	11
1	普及指導活動の基本的な考え方	11
2	効率的・効果的な普及指導活動の実施	11
3	関係機関との連携のあり方	13
4	農業者研修教育の充実強化	14
第 5	その他協同農業普及事業の実施に関する事項	15
1	普及協力体制の整備	15
2	各農林事務所間及び都道府県間における連携の強化	15

# 第 1 普及指導活動の課題

岐阜県では農業・農村の振興を図るため、当面 5 年間に重点的に取り組む施策の方向を示す「ぎふ農業・農村基本計画」を策定し、この基本理念を達成するための基本方針を示した。本県普及事業においては「ぎふ農業・農村基本計画」の実現に向け、以下 5 つの基本方針を課題として掲げ、普及指導活動を展開する。

- 1 売れる農畜産物づくり
- 2 戦略的な流通・販売
- 3 多様な担い手の育成・確保
- 4 魅力ある農村づくり
- 5 県民みんなで育む農業・農村

なお、各地域においては、それぞれの農業振興の現状や課題、今後の振興方針等を考慮し、必要性及び緊急性の高い課題について重点的に取り組むものとする。

## 1 売れる農畜産物づくり

安全・安心な農産物の安定供給や知名度向上に向けたブランド品目づくりの推進など、市場競争力の高い農産物の生産振興を図る。

### 1) 安全・安心な農産物と情報の提供

平成 7 年度より「ぎふクリーン農業」の拡大を進めているが、消費者の食に対する関心がより一層高まる中で、県産農産物の安全性確保と信頼性向上のため、ぎふクリーン農業をはじめ適切な土づくりなど環境にやさしい農業を推進するとともに G A P（農業生産工程管理）の導入を図る。

#### (1) ぎふクリーン農業実践技術の開発・普及

新たな技術の現地実証や I P M（総合的病虫害・雑草管理）等、それぞれの地域に適合した生産方式を確立し、ぎふクリーン農業の普及拡大を図る。

#### (2) G A P の導入・普及

専門知識を有する指導者養成や産地研修会の開催等により、G A P の導入推進及びその実践による生産工程改善の取組を支援する。

#### (3) 農薬の適正使用の徹底

農薬の適正使用、農薬飛散防止技術の普及、防除記録の記帳・保管管理指導等により、ポジティブリスト制度に対応した農業生産の一層の推進を支援する。

## 2) 産地の強化とブランド品目づくり

儲かる農業の実現を目指して、市場出荷品目の競争力の向上を図るとともに、新たなブランド農産物の育成、6次産業化等による農産物の付加価値向上等に取り組む。

### (1) 品目別の振興方向

#### i) 重点振興品目

全国的に出荷額や市場評価が高い品目（夏秋トマト、夏ほうれんそう、えだまめ、かき）や水田の有効活用品目としての新規需要米を重点振興品目と位置づけ、生産及び出荷期の拡大、安定生産、品質向上等によりブランド化を図る。

##### ①夏秋トマト

新規就農者等の育成・確保に向けた各種支援を実施するとともに、早期・後期作型の確立による時期別出荷量の平準化、温暖化対策としての高温下での安定生産技術の確立により生産振興を図る。

##### ②夏ほうれんそう

温暖化対策としての遮光資材等を活用した高温期の高品質・安定生産技術の確立・普及や、出荷予測精度の向上による市場流通の円滑化を図るとともに、収穫機、施設等の導入による規模拡大を進め、生産量の増加を図る。

##### ③えだまめ

集落営農組織・新規栽培者等の新たな担い手の確保するとともに、防虫ネット栽培、抑制栽培等の更なる普及推進等による安全・安心な「岐阜えだまめ」の生産拡大を進め、一層のブランド力の強化を図る。

##### ④かき

間伐等基本技術の徹底による高品質果実生産を進めるとともに、「果宝柿」等のブランド化、新品種「早秋」「太秋」等の生産技術の確立を図る。

また、地域における園地集積や管理組織の設立を支援する。

##### ⑤新規需要米

飼料用米、米粉米の利用促進を図るため、試験研究機関と連携して低コスト安定生産技術を確立するとともに、生産拡大に向け、耕畜連携による地域内の需給体制の確立を支援する。

#### ii) 米・麦・大豆

水田農業の基幹作物である米、麦、大豆について、生産コストの低減と高位安定生産を推進するとともに、戸別所得補償制度を活用し、農業経営の安定化を図る。

また、米については近年の温暖化による高温障害の克服、麦については実需者が求めている高品質化の達成、大豆については帰化雑草対策や単収向上に取り組む。

### iii) 野菜

重点振興品目以外の主要品目については、生産者の減少や高齢化が懸念されることから、関係機関と連携して新規就農者等、担い手の育成・確保を図る。

また、最近の異常気象による生産量の変動や、資材・燃油等の高騰による経費の増大が経営を圧迫しつつあるため、試験研究機関との連携により、低コスト化技術の導入や、オリジナル品種・病害抵抗性品種の育成、県独自の栽培システムや新たな診断・防除技術の開発と普及等を進め、産地の振興を図る。

なお、業務・加工向け販売など、販路拡大による産地強化を支援する。特に、いちごにおいては、新たな販売方法を目指し、パッケージセンターの試行を支援する。

### iv) 果樹

くりでは、せん定士制度の普及や作業受委託組織等の育成、超低樹高栽培の一層の普及推進、「ぼろたん」の栽培面積の拡大等を通して、生産量を増加させるとともに、地元実需者との取引拡大等による収益力の向上に向け支援する。

なし、りんご、ももについては、新品種・新台木の導入等による生産安定を目指すとともに、ゆず、ブルーベリーなどの地域特産果樹については、機能性成分を生かした加工品開発等の6次産業化も含めた取組を支援する。

### v) 茶

平坦地域では機械化による作業の効率化を推進し、中山間地域では茶園を共同管理する仕組みづくりを支援する。また全地域で茶園の流動化や高品質な茶づくりを進め、担い手の経営の安定化を図る。

### vi) 花き

地域の特色を生かした産地競争力を強化するため、オリジナル品種の育成支援及び環境負荷軽減に配慮した花き生産技術、低コスト化技術の導入を図る。

また、消費者ニーズの多様化に対応した花きの生産販売を行うため、実需者等と連携した個性豊かな新商品の開発や商談会の活用による販路開拓等、生産から流通、販売までの支援を行う。

## (2) 営農組織への園芸品目導入支援

営農組織の法人化等へ向けた経営体質の強化を図るため、米・麦・大豆等の作付体系を基本に複数年に亘る効率的な土地利用や地力維持を踏まえて、量販店との契約につながる園芸品目の選定、導入を支援するとともに、産地化に向けた面的集積、栽培技術の向上を推進する。

## 3) 新たな技術開発と産地づくり

農業の諸課題に対応して開発された新たな技術においては、生産現場へ迅速に普及

を図るとともに、地域農業の振興や農業者の所得向上を目指し、「売れる農産物づくり」を推進する。

#### (1) 新たな技術開発

試験研究機関等で開発された新技術については、展示ほ等の設置、研修会等を通じ、生産現場への迅速な普及を図る。また、新たな技術の開発に向けて試験研究機関と協力し、現地実証を行う。

#### (2) 新たな産地づくり

地域の特長を生かしたふるさとのおじまん農産物を育成するため、農業者、市町村、農協等、地域が一体となって取組を進めてきており、生産規模の拡大等一定の成果をあげている。引き続き、栽培技術の確立、新規栽培者の開拓、販売のマッチング等を進めるとともに、農業所得の向上や産地の収益力を高めることにより、新たな産地づくりを進める。

## 2 戦略的な流通・販売

地産地消を推進するため、朝市・直売所の充実や量販店等での県産農畜産物の販売を促進するとともに、農畜産物の付加価値向上のため、「農業の6次産業化」を推進し、農業者の所得向上を図る。

### 1) 地産地消の推進

消費者の安全・安心志向の高まりや生産者の多様な販売の取組が進む中で、新鮮な地元農産物の消費拡大を図るため、朝市、直売所における生産者の組織化や新品目等の導入による年間を通じた品揃えの充実に向けた栽培技術研修会の開催等、消費者にとって魅力ある朝市、直売所づくりに向けて支援する。

### 2) 新たな流通チャネルへの対応

従来 of 市場出荷等による販売方法に加え、インターネット商取引等、新たな販売方法による農産物やその加工品の販路開拓を支援する。

また、農業者が生産した農産物を自ら加工して販売する等、6次産業化を推進するため、販売・加工面での能力向上を支援し、農業者の所得向上を図る。

特に、消費者ニーズに応えた商品開発や販売の実現に向け、女性の感性や能力を生かした女性起業グループの活動を積極的に支援する。

### 3 多様な担い手の育成・確保

農業従事者の減少・高齢化や、農村地域の過疎化が進む中、若い新規就農者や経営改善に意欲的な農業者、地域農業を担う人材や組織、さらには企業参入等、多様な農業の担い手の育成・確保を図る。

#### 1) 意欲ある新規就農者の育成・確保

各地域の「地域就農支援協議会」等と連携し、①就農希望者の情報交換、②「帰農塾」等の研修支援、③就農準備段階での資金等助成制度情報の提供、就農計画作成支援、④就農後の重点的な巡回等による技術経営支援等の活動を通じて新規就農者の育成・確保を図る。

また、就農した青年農業者が、経営体として自立できるよう、制度資金、補助事業、研修制度等の活用に向けた情報提供・助言を行うとともに、その技術・経営能力の向上に向けた各種支援を実施する。

#### 2) 認定農業者・農業法人等の育成・確保

地域農業を支える認定農業者・農業法人等を育成するとともに、その安定的な農業経営を支援する。

#### 3) 中山間地域農業を支える共同組織の育成

中山間地域の農地を守り、地域農業の活性化を推進するため、集落営農の組織化等を関係機関と連携して推進する。また、中山間地域等直接支払制度等を有効に活用するとともに、地域特産物等を活用した所得確保の取組を支援し、集落営農組織の経営安定を図る。

#### 4) 企業の農業参入や小規模農家、女性農業者への支援

農業従事者の減少・高齢化により担い手確保が困難な地域においては、定年帰農者や農外企業など多様な就農希望者が、地域農業の担い手となれるよう支援する。

また、「ぎふ農山村男女共同参画プラン（第2次）」の推進により、家族経営協定の締結を通じた農業経営への参画、各種方針決定の場における女性の参画支援等、女性が個性と能力を十分発揮できるよう支援する。

### 4 魅力ある農村づくり

地域環境に優しいエコな営農活動を推進するとともに、鳥獣被害対策や都市と農村の交流を促進するなど、環境との調和に配慮しつつ、農村地域の活性化を図る。

### 1) 環境保全の推進

ヒートポンプ、局所施肥機、水稲直播機などの省エネ・省資源型の農業機械等の導入支援や、温室効果ガスの削減等につながる施設園芸における局所加温、変温管理技術、堆肥中の窒素肥効新評価法を用いた適正施肥技術などの地球環境にやさしい営農技術の導入を推進する。

また、有機農業については、環境負荷軽減技術などの技術的な情報提供や有機農業者間の連携促進等について支援するとともに、家畜排せつ物等の資源の循環利用に向けては、耕種農家と畜産農家の情報交換、堆肥の地域内流通利用体制の整備等を関係機関との連携のもと支援する。

### 2) 豊かで住みよい農村づくり

市町村等関係機関と連携し、耕作放棄地の発生防止や有効活用、地域ぐるみでの総合的な鳥獣被害防止対策の推進を支援するとともに、中山間地域等直接支払制度の活用への助言や新たな農産物の導入等による農業生産活動の維持に向けた取組を実施する。

また、生産性の向上、担い手の確保を目的とした生産基盤整備に関して、基盤整備部門との連携の強化を図る。

### 3) 都市と農村との交流促進

自然、文化など農村の豊かな地域資源を活用した都市との交流を促進し、交流人口の増加や所得機会の創出による農村地域の活性化を図るため、グリーン・ツーリズムを支える人や地域、組織のネットワーク化などについて支援する。

## 5 県民みんなで育む農業・農村

将来を担う若い世代や子供たちに食と農への理解と農業の魅力を伝えるため、指導的な立場にある農業者等との連携を図りながら、小中学校での農業体験学習等、食農教育の推進に協力する。

## 第2 普及指導員の配置に関する事項

普及指導員は、新たな農業技術に即応できるよう試験研究機関等と連携強化を図るとともに、普及指導対象・課題の重点化等に対応するため、普及指導活動の効率化等に配慮して農業経営課、農林事務所及び農業大学校に配置することとする。

なお、農業経営課技術支援担当及び農林事務所（農業普及課）は、農業改良助長法第12条に規定する普及指導センターとして設置するものである。

### 1 農業経営課に配置する普及指導員

農業経営課に配置する普及指導員は、高度・先進的な技術に関する指導の強化、経営感覚に優れた農業の担い手の育成に対応した経営指導、健康でゆとりある農村生活実現のための指導等、効率的・効果的な普及指導活動の強化を図るため、県下全域を対象に専門項目を担当する普及指導員として配置し、その名称は専門普及指導員とする。

また、配置場所については、普及指導活動全体の更なる高度化、専門化を推進するため、試験研究機関との密接な連携を重視し、かつ専門家集団としてのまとまりを確保できるよう、農業技術センター、中山間農業研究所に農業経営課技術支援担当として配置する。

### 2 農林事務所に配置する普及指導員

普及指導員に求められるスペシャリスト機能及びコーディネート機能が十分に発揮され、農業者へのサービスが県下全域で十分行えるよう、普及指導員を各農林事務所に配置する。

なお、普及指導員の農林事務所への配置に当たっては、耕地面積、市町村数、農業産出額、経営体数等を考慮するとともに、地域の主要作物等に対応した専門項目の普及指導員を充てるものとする。

### 3 農業大学校に配置する普及指導員

農業大学校への配置については、将来の県農業を担う若い学卒就農者の育成の重要性に鑑み、農作物の栽培・家畜の飼育、経営管理等について実践的な技術・知識を有し、かつ教育的資質の高い職員を充てるものとする。

### 4 普及指導員の在任期間

普及指導員の対象者が人であり、普及指導活動は農業者との信頼関係に基づいて実施するものであることから、原則として一定の期間は同一所属に配置するものとする。

## 5 普及指導員の育成・確保

普及指導員の計画的な育成・確保に向け、普及指導員資格が取得できるよう職員配置するとともに、普及指導員を早期に養成するための研修を実施する。

なお、普及指導員資格のない関係職員は、受験資格が取得でき次第、資格試験を受験するものとする。

また、試験研究機関・農業行政関係各部課等との人事交流を計画的に行い、高度な知識・技術や幅広い視野を有する普及指導員の育成・確保を図る。

### 第3 普及指導員の資質の向上に関する事項

近年の農業分野における技術革新及び農業者の高度かつ多様なニーズ、地球温暖化等環境変化に応じた栽培技術等に対応し、普及指導員が、その機能を十分発揮していくために必要な資質の向上を目的とし、研修の充実強化を図る。

#### 1 研修の基本的な考え方

第1で定めた「普及指導活動の課題」に取り組む上で必要な知識・技術等について、各普及指導員の経験年数、専門項目、担当作物等に応じた研修を実施し、普及指導活動手法の習得等実践的な指導能力及び課題発見・解決能力の強化を図る。

特に、普及指導員個々がマーケティング戦略に基づいた技術経営指導が行えるよう、技術指導力とともに経営指導力やマーケティング力の強化に向けた研修を重点的に実施する。

##### 1) 専門普及指導員の研修

国で実施される研修への積極的な派遣等により各専門項目等に関する最新の技術を習得し、専門普及指導員自らの技術・経営指導力の向上を図るとともに、その研修成果を以て、普及指導員の資質向上を図る。

##### 2) 普及指導員の研修

高度な技術・経営指導力に加え、農業の担い手や食の安全・安心、農村地域の振興支援等幅広い指導力が求められている中で、経験年数及び専門項目に応じた研修を体系的・段階的に実施し、その時々に必要な技術・経営指導力及び普及指導活動手法の習得を図る。

#### 2 研修の内容

##### 1) 経験年数に応じた階層別研修

普及指導員の役割・目的意識の醸成、普及組織における効果的な人材育成、普及活動全体の企画調整、組織運営等、各階層別に求められる資質の向上を図るため、国で実施される研修を活用し、普及の経験年数に応じた研修を計画的に実施する。

##### 2) 専門力を高める研修

経験年数の浅い普及指導員に現地指導に必要な基礎知識・技術を習得させる現場実践研修や、県の重点振興品目（夏秋トマト、夏ほうれんそう、えだまめ、かき）に係る高度な専門知識・技術を習得させるスペシャリスト養成研修など、主に県独自の課題に的確に対応できる普及指導員の育成を目的とした研修を実施する。

### 3) 現地での実践力を高める研修

農林事務所において、農業普及課長等の指導援助のもと、特に経験年数の浅い普及指導員を対象として、日常の普及指導活動や普及手法を効果的に組み合わせた職場研修（OJT）等を実施する。

## 3 研修の計画的な実施

1ケ年毎の計画を定めた研修実施計画を作成し、計画的に研修を実施するとともに、普及指導員の研修に対するニーズを把握し、次年度の研修実施計画に反映する。

## 第4 普及指導活動の方法に関する事項

### 1 普及指導活動の基本的な考え方

農業経営課技術支援担当及び農林事務所（農業普及課）は、農業改良助長法第12条第2項に規定する事務を行うものとする。

また、普及事業の実施に当たり、普及指導員は、スペシャリスト機能やコーディネート機能の両機能を併せて発揮し、地域農業の生産面、流通・販売面等において総合的に支援する役割を果たすものとする。

#### 1) 普及指導活動の重点化

普及指導活動は、第1の普及指導活動の課題に即し、県農業を担う意欲ある農業者の育成・確保、環境保全型農業の推進、産地づくり・ブランド化の推進、農業の6次産業化の推進等の視点に立ち、各地域の状況に応じて、普及指導員による取組の必要性及び緊急性が高いものに重点化する。

#### 2) 重点指導対象

普及指導活動における重点指導対象は、営農に意欲的な新規就農者、次代を担う青年農業者、経営改善に意欲的な認定農業者やその志向農業者・農業法人、農業・農村の振興を担う集落営農組織、経営への参画を目指す女性農業者等とする。

### 2 効率的・効果的な普及指導活動の実施

本県の農業をめぐる情勢、地域の特性等に即して、最も効率的かつ効果的に普及指導活動を実施できる体制を整備する。

#### 1) 専門普及指導員

専門普及指導員は、普及指導活動の総体として機能を発揮するため、以下の項目についての役割を担う。

- (1) 県下の技術の統括
- (2) 効率的かつ効果的な普及活動の実施に向けた総合的な支援
- (3) 普及指導員等の資質向上
- (4) 普及指導員の行う調査研究の支援
- (5) 行政及び関係機関との連携

#### 2) 普及指導員

農林事務所の普及指導員は、作目別の専門項目を担当する専門担当方式を基本とした活動体制とする。

なお、制度資金に加え各種関連事業については、農林事務所内の各課と連携を強化し、役割分担を明確化するとともに、地域の関係機関との連携を図りながら次の点に十分留意して活用し、普及指導活動を展開する。

(1) 普及指導員は、管内の農業の現状や、市町村の農業振興計画等を十分把握したうえで、普及指導計画に基づいて計画的な課題解決を図る。

(2) 補助奨励事業、市町村の行政施策の推進に当たっては、関係機関・団体等との連携を図りつつ、計画の策定段階から技術経営面への積極的な支援を行う。

### 3) 調査研究の実施とその成果の活用

普及指導員は、地域の特性に応じた農業に関する高度な技術や当該技術に関する知識を組み立て、それを実証する等の調査研究を、試験研究機関等の協力の下、積極的に実施し、その成果を普及指導に活用する。

### 4) 情報提供の強化

月ごとの作物別栽培ポイントや異常気象に対応する技術情報等を「今月の技術」、「メールマガジン」等として農業者へ速やかに提供するとともに、普及指導員の活動や地域の動きを掲載した「普及活動情報」を発信する。

### 5) 普及指導計画の策定

農林事務所長は、管内の普及指導活動を総合的・計画的に行うため、実施方針に即して県の行政施策及び管内の農業、農村の発展の長期的方向を踏まえ、計画の期間を5ヶ年とする普及指導基本計画と、1ヶ年ごとの計画を定める普及指導年度計画の2種類の普及指導計画を策定する。

普及指導計画の普及指導課題は、第1で定めた「普及指導活動の課題」を踏まえつつ市町村、農協等における農業振興の方向並びに農政の展開方法及び各地域の状況に応じて、普及指導員による取組の必要性及び緊急性が高いものを総合的に考慮し設定する。

なお、設定された普及指導課題については、農業改良普及推進協議会等において協議を行い、合意形成を図る。

### 6) 普及指導活動の実施及び評価

農林事務所長は、効率的・効果的な普及指導活動を展開するため、次により普及指導活動を実施する。

#### (1) 活動記録の作成

普及指導活動を継続性を持って効果的に行うため、経営体情報を管理・更新するとともに、各普及指導員は普及指導活動実施後に活動の対象、内容、方法、結果等を取りまとめ、経営管理支援データベース等により活動記録として保存し活用する。

## (2) 普及指導活動の評価

次年度の適切な普及指導年度計画の樹立及びこれに基づく効果的な普及指導活動の実施に資するため、毎年次により普及指導活動の評価を行う。

普及指導活動の効率化を図るため、普及指導活動の課題が当該年度内に解決できるよう、普及指導計画に基づいた評価を適宜実施するとともに、中間検討を実施し、普及指導活動の進行管理を的確に行う。

また、普及指導活動の成果を的確に把握するため、活動記録を通じて明らかになった効果を整理、分析し、年度の終わりに総合評価を行い、関係機関等に周知する。

## 3 関係機関との連携のあり方

### 1) 試験研究機関等との連携

現地が抱える問題点、課題を反映した試験課題の設定に向け、県の試験研究機関と情報交換を行うとともに、試験研究機関で新たに開発された技術の迅速な普及を図る。

また、連携研究等課題によっては、研究成果の着実な普及を目指すため、現地実証ほの設置等を通じ、試験研究機関との連携のもと新技術の開発を支援する。

一方、病虫害発生状況等について常に病虫害防除所との情報交換等を行うとともに、情報に基づいた的確な情報提供、防除指導を実施する。

さらには、インターネット等情報ネットワークの活用により、国内外の試験研究機関、大学、民間研究機関との情報交流の積極的な推進を図る。

### 2) 農業大学校、国際園芸アカデミーとの連携

農業大学校、国際園芸アカデミーの学生及び研修生の募集、教育課程及び卒業、修了後の進路指導、就農支援等の全過程において、連携を密にし支援する。

また、農業関係高校との連携を強化し、情報交換により、就農意欲を有する生徒等に対し、適切な教育の機会を提供する。

### 3) 市町村、農協、各種協議会との連携、役割分担

効率的・効果的な普及指導を行うため、普及指導員は市町村、農協及び各種協議会（地域水田農業推進協議会、地域担い手育成協議会等）と常に連携を図り、地域農業振興の方向並びに農政の展開方法等を考慮した普及指導活動を展開する。

なお、普及指導員は、新技術の導入等の技術支援やマーケティング戦略に基づいた経営改善指導を中心に、農協営農指導員は定型化された技術指導や経理、販売面を中心に指導する等、「営農連絡会議等」の場において普及指導員と農協営農指導員の役割分担を明確にした上で、普及指導活動を実施する。

### 4) 民間専門家の活用と支援

税務、会計、労務管理、農産物加工、マーケティング、IT化等の各種専門分野については、普及指導員が基礎的な知識を備える必要があるが、具体的な農家支援に当たっては、税理士や社会保険労務士等のそれらの分野の専門家の支援を得る事が大切

である。農業者がそれらの分野に取り組む際には、専門家と相談して取組が進められるよう、民間専門家の活用を積極的に進める。

#### 5) 普及指導協力委員制度の活用

専門的な技術等についての農業者からの多様なニーズに応えられるよう、新技術の実践や農村青少年の育成等を行う指導農業士や、農業経営改善に意欲的に取り組み、地域の活性化に中心的な役割を果たしている女性農業経営アドバイザーを「普及指導協力委員」として位置づけ、効率的・効果的な普及指導活動を推進する。併せて、こうした普及指導協力委員の掘り起こしや活動の活性化を図る。

### 4 農業者研修教育の充実強化

#### 1) 農業大学校における研修教育

農業大学校生に対し、農業技術の高度化、経営の専門化等の動向に対応できる高度な技術能力、経営管理能力等の習得や、農業経営等の実態を体得できる機会の提供など、農業実践教育を実施することにより、新規就農者の確保を図る。

併せて、他産業からの就農希望者等を対象とした研修教育等を実施することにより、新規就農者を育成する等、農林事務所や農業関係高校等との連携を一層強化し、本県農業の担い手育成の拠点施設としての充実強化を図る。

#### 2) 学校教育との連携

近い将来の就農が期待される農業高校生に対しては技術力と経営管理能力に優れた青年農業者確保の観点から、実践的な研修機会の提供や、学校農業クラブと農業青年団体との交流促進などの支援を行う。農業体験学習等については、農業大学校とともに農業者等の協力を得つつ、受入農家等に関する情報の提供や基礎的な技術についての助言、実技指導等の支援活動を行うとともに、受入農家への助言等を行う。

なお、県民の農業、農村への理解を醸成し、農業の担い手を将来的に確保する観点から、教育機関との連携の一層の強化を図り、児童・生徒をはじめとする学校教育及び社会教育の場における実践的な研修や、農業体験学習等への取組に協力する。

## 第5 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

### 1 普及協力体制の整備

県、農林事務所、市町村の各段階を通じて関係部局、機関、団体等の普及事業に対する協力体制の一層の整備と連携強化を図る。

- 1) 県は、県農業会議、県農業協同組合中央会、J A全農岐阜県本部及び県農業共済組合連合会を構成員とする「岐阜県農業普及事業推進協議会」において、関係機関との普及事業の一体的な推進と連携の強化を図る。

また、普及指導員、市町村、農協等関係団体及び県農政関係各課等の普及事業関係者が一堂に会した研究発表大会を開催し、普及指導活動の成果を広く関係者に公表するとともに、その成果の他地域への波及の促進と連携強化を図る。

- 2) 市町村、農協等を構成員とする「農業改良普及推進協議会」、「営農連絡会議」を必要に応じて開催し、農業者の意向や市町村の農業振興方向等を十分踏まえた上で、重点指導対象の選定、普及指導計画の課題設定等を図る等、市町村、農協等との役割分担、連携方法等を明確にし、三位一体となった普及指導活動を推進する。

また、普及活動成果発表会を開催し、地域の関係者への普及指導活動の成果の公表を行う。

### 2 各農林事務所間及び都道府県間における連携

- 1) 各農林事務所間

農協の合併等に伴い、農林事務所の管轄を超える、生産集団・組織等に対する支援の必要な事例も生じていることから、農林事務所長は、管内における普及指導活動に支障のない範囲内で、必要に応じ農林事務所の管轄を超えた普及指導活動の協力について他の農林事務所との連携を図る。

- 2) 都道府県間

都道府県の普及指導員による相互の技術協力に関しては、技術的助言に加え、専門的な知識または経験が豊富な普及指導員を講師として派遣するなど業務に差し支えない範囲で必要に応じて連携を図る。